

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

| | | 資料番号 | 9 | 担当課 | 水産課 |
|---|-----|------|------|---------|---------------|
| 法令名 | 漁業法 | 根拠条項 | 76-1 | 許認可等の内容 | 漁業権の分割又は変更の免許 |
| <p>(漁業権の分割又は変更)</p> <p>第七十六条 漁業権を分割し、又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、海区漁場計画又は内水面漁場計画に適合するものでなければ、前項の免許をしてはならない。</p> <p>3 第一項の場合においては、第七十条及び第七十一条の規定を準用する。</p> <p>(海区漁業調整委員会への諮問)</p> <p>第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>(免許をしない場合)</p> <p>第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。</p> <p>一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。</p> <p>二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。</p> <p>三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。</p> <p>四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。</p> <p>2 前項第四号の場合において同号の所有者又は占有者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定める手続により、裁判所の許可をもつてその者の同意に代えることができる。</p> <p>3 前項の許可に対する裁判に関しては、最高裁判所の定める手続により、上訴することができる。</p> <p>4 第一項第四号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。</p> <p>5 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、当該申請が第一項各号のいずれかに該当する旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号のいずれかに該当する理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> | | | | | |